

# 釧路市権利擁護成年後見センター市民後見人の登録及び活動等に

## 関する取扱い基準

この基準は、釧路市権利擁護成年後見センター（以下「センター」という。）が釧路市権利擁護成年後見センター事業（**中核**機関業務）実施要綱に基づき、市民後見人の登録及び推薦等を行うにあたって必要な事項を定める。

### 1. 登録

#### (1) 市民後見人バンクへの登録

センターは、家庭裁判所への後見人等候補者の推薦等を行うにあたり、あらかじめ市民後見人バンク（以下「バンク」という。）に市民後見人の名簿登録を行うものとする。

#### (2) 登録の基準

センターは、次の基準をすべて満たしている者をバンクに登録することができる。

- ①新規登録申請時に、釧路市内に在住していること。
- ②新規登録申請時に、センターが開催する市民後見人養成講座を修了していること。
- ③市民後見人として活動する意思を持ち、成年後見制度に関する基礎的な知識を有し成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）としての活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- ④センターが登録者に対して行う定期的な研修に参加できること。
- ⑤次の後見人等の欠格事由に該当しないこと。
  - ア. 成年後見開始・保佐開始・補助開始の審判を受けた者
  - イ. 家庭裁判所で法定代理人・保佐人・補助人を免ぜられた者
  - ウ. 破産者
- ⑥登録時に概ね25歳以上75歳未満であること。

#### (3) 登録期間と更新の手続き

登録期間は、最長3年とする。更新の基準は、登録の基準と同様とする。ただし、以下の場合は更新を妨げない。

- ①更新時に75歳以上であり、健康状態が良好である者
- ②更新時に釧路市以外の住所であるが、活動が可能である者

### 2. 登録者の活動等

- (1) センターは、申立を行おうとする者、又は家庭裁判所から後見人等の推薦依頼があった場合において、登録者を後見人等候補者として紹介、又は推薦することができる。
- (2) センターは、市民後見人バンク登録者から、法人後見支援員を選考する。
- (3) センターは、必要に応じて登録者から活動状況の報告を求めることができる。
- (4) センターは、後見人等になった登録者に対して必要な支援及び助言を行う。

### 3. 登録者の責務

- (1) 登録者は、市民後見人としてふさわしい倫理観をもって誠実に活動及び業務にあたらなければならない。
- (2) 後見人となった登録者は、定期的にその活動状況を報告するものとする。
- (3) 登録者は特段の事情がない限りセンターの開催する研修に参加し、資質の向上に努めなければならない。
- (4) 登録者は、後見人等候補者となるにあたっては、保険に加入するものとする。

### 4. 登録の抹消

- (1) センターは、登録者が前項の責務を果たさなかった場合には、必要な審査を行ったうえで登録を抹消することができる。

### 5. 個人情報の取り扱い

- (1) センター及び登録者は、個人情報の保護を図るため、細心の注意を払わなければならない。登録者でなくなった時も同様とする。

### 附則

1. この基準は平成25年4月1日から施行する。
2. この基準の施行の際、現に釧路市が開催した市民後見人養成講座を修了した者は、センターが開催する市民後見人養成講座を修了した者とみなすものとする。
3. この基準は平成27年10月1日から施行する。
4. この基準は平成30年4月1日から施行する。
5. この基準は令和6年4月1日から施行する。